

スポーツコミッショングの設立経緯に関する研究

スポーツビジネス研究領域

5018A003-5 井川 大輔

研究指導教員：原田 宗彦 教授

1. 序論

1961年に制定されたスポーツ振興法に基づき、わが国では国民に対するスポーツ活動の普及、スポーツ振興を推進するうえでの国のスポーツ政策を推進する際の基本的な方針など定めた法律によって、国内のスポーツ政策は「一律化」して実施されてきた。そのスポーツ振興法に替わる法律として2011年にスポーツ基本法の施行およびスポーツ庁が定めた第2期スポーツ基本計画の中でスポーツツーリズムの推進が記載されるようになった。原田（2016）はスポーツツーリズムの担い手としてスポーツコミッショングの存在が極めて重要なものとなると述べている。

また、2007年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、スポーツ部局を首長が執り行うことが可能となった。スポーツ振興に関わる全自治体調査（2016）によるとスポーツ部局を首長部局へと移管した自治体は市区町村で15.2%、都道府県では44.7%まで上昇した。細田ら（2016）は移転させた自治体への調査でアウター政策の促進がスポーツ部局を移転させた理由であることが明らかにした。さらに、スポーツに特化した事業をスポーツコミッショングが推進していくことを考慮すると、スポーツコミッショングの設立経緯および設立後の政策決定過程は今後スポーツコミッショングの設立を検討している自治体にとっても重要な研究テーマになり得る。

2. 研究目的

以上の観点から、今後各自治体でスポーツツーリズム事業における中心的な役割を担うことが予想されるスポーツコミッショングの①設立経緯を明らかにすること、そして②スポーツコミッショング設立前後の実施する事業の決定背景を明らかにすることを研究目的とするとしている。

3. 先行研究の検討

中司（2012）は相互参照を通じて自治体のスポーツ政策の導入に伊藤（2002）の提唱する「動的相互依存モデル」の相互参照が起点となったことを明らかにした。しかし、「動的相互依存モデル」では、国政レベルでも実現していない政策モデルの策定を対象としており、法整備と政策指針が打ち出されている現在のスポーツ政策に沿わない点が生じる。そのため、本研究では相互参照に替わり、Dolowitz & Marsh（2000）が提唱した新たな政策の策定を目指す国がモデルとなる国から採用し、政策を活用する「政策移転」モデルを採用することとした。

4. 研究方法

目的①、②を達成するために、質的調査による検討を行った。スポーツ庁HPに記載された「スポーツコミッショング推進組織」の中から第2期スポーツ推進基本計画の公布以後に設立されたスポーツコミッショングを調査対象に

選定し、半構造化面接法によるインタビュー調査を行った。インタビュイーは調査協力の得られた2団体のスポーツコミュニケーション担当者および自治体職員4名である。

【調査内容】

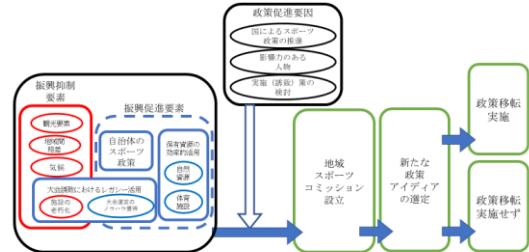
Dolowitz & Marsh (2000) が示した政策移転における枠組みを基に、スポーツコミュニケーション設立において政策移転が行われたことを探るインタビュー調査を行った。さらに Tanら (2019) が挙げた政策移転を導入する要因も参考にして、スポーツコミュニケーションの設立経緯、設立に影響を与えた人物、組織が運営していくうえでの制約などの質問を行った。

【分析方法】

インタビュー調査後の分析方法として、木下 (2003) の修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ (以下、M-GTA) を援用した。M-GTA はオリジナル版 GTA に比べて理論生成や仮説生成といった構造化を効率的に行い、深い解釈が維持できるものとされている点からも採用した。具体的な分析方法は分析ワーカシートの作成後に概念を生成。さらに概念をカテゴリーに集約する手順を踏み分析を行った。

5. 結果および考察

目的①のスポーツコミュニケーションの設立過程において、インタビュー調査の結果から11概念が生成された。11概念を5カテゴリーに集約し、概念図の作成を行った（右図）。



図：概念およびカテゴリーの概念図

図より自治体が実施してきたスポーツ政策が策定されていることに加え、スポーツ振興の促進・抑制要因自治体に国の政策や自治体に対して影響力のある人物による政策促進要因を加わりスポーツコミュニケーションを設立することが明らかになった。

目的②の事業決定における政策移転が与える影響についてスポーツコミュニケーション設立以前のスポーツ政策に対する政策移転を通じた事業採用は確認できなかったものの、設立後の新たな事業検討においては政策移転を確認することができた。一方で、設立時の組織の運営目的または実施事業が確立されている場合、政策移転を実行する必要性がないことも明らかになった。

6. 研究の限界と今後の課題

スポーツコミュニケーションの設立経緯を明らかにすることを目的としたが、インタビュー調査を行った2団体の動向が強く反映されたケーススタディとなった点は大きな課題であり、別団体へのインタビューを行う必要がある。また、本研究は質的研究であるため全体的な傾向を把握することができていないことから、量的調査を実施し、研究で明らかになった概念および要因が一般化可能なものであるのかを確認する必要がある。